

補助金による継続支出に係る事後チェック様式

担当部局：健康局

支出等の名称		第3次対がん総合戦略研究推進事業費(厚生労働科学研究費補助金)		
根拠となる法令等		厚生労働科学研究費補助金取扱規程、厚生労働科学研究費補助金取扱細則		
支出を受けて行う事業の概要		厚生労働科学研究(第3次対がん総合戦略研究)に関し、外国人研究者の招へい、外国への日本人研究者の派遣、外国の研究機関等への委託、若手研究者の育成活用、研究支援者の活用及び研究成果等の普及啓発等に係る事業を実施することにより、当該研究事業を支援する。		
支出状況 (過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	(財)がん研究振興財団	(財)がん研究振興財団	(公財)がん研究振興財団
	支出額(千円)	361,933	219,973	204,696
検証結果		<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>本事業においては、将来の我が国のがん研究の中核となる人材の育成を目的として、最長3年間にわたり公益財団法人がん研究振興財団が若手研究者を雇用し、研究に参画させている。人材育成には安定的かつ継続的な雇用の確保が不可欠であり、当該法人に継続的に実施させる必要がある。</p> <p>【継続的に実施させることの効率性】</p> <p>本事業の実施に当たっては、がん研究に関する専門的知識に加え、国内外の研究機関及び研究者との緊密なネットワークが不可欠である。当該法人が蓄積してきたこれらの知識及びネットワークを活用することにより、本事業を効率的に実施することができる。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>本事業の実施に必要な専門的知識及び研究者等とのネットワークを有する団体は他になく、本事業を実施できる他の主体は見当たらない。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>事業の継続性を確保し、人材育成などの事業目的を十分に達成するためには、実施主体を競争的に選定することは馴染まない。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		第3次対がん10か年総合戦略が平成25年度で終了することから、新たな総合的ながん研究戦略の策定及び当該戦略に沿った研究事業の新設に向けて検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえて本事業の内容等についても見直す予定である。		

補助金による継続支出に係る事後チェック様式

担当部局：健康局

支出等の名称	健康安全・危機管理対策総合研究推進事業費(厚生労働科学研究費補助金)			
根拠となる法令等	厚生労働科学研究費補助金取扱規程、厚生労働科学研究費補助金取扱細則			
支出を受けて行う事業の概要	厚生労働科学研究(健康安全・危機管理対策総合研究)に関し、外国人研究者の招へい、外国への日本人研究者の派遣、若手研究者の育成活用、研究支援者の活用及び研究成果等の普及啓発等に係る事業を実施することにより、当該研究事業を支援する。			
支出状況(過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	(財)日本公衆衛生協会	(財)日本公衆衛生協会	(一財)日本公衆衛生協会
	支出額(千円)	16,471	9,666	10,379
検証結果	<p>【継続的に実施させることの必要性】</p> <p>本事業においては、将来の我が国の研究の中核となる人材の育成を目的として、最長3年間にわたり一般財団法人日本公衆衛生協会が若手研究者を雇用し、研究に参画させている。人材育成には安定的かつ継続的な雇用の確保が不可欠であり、当該法人に継続的に実施させる必要がある。</p> <p>【継続的に実施させることの効率性】</p> <p>本事業の実施に当たっては、公衆衛生に関する専門的知識に加え、国内外の研究機関及び研究者との緊密なネットワークが不可欠である。当該法人が蓄積してきたこれらの知識及びネットワークを活用することにより、本事業を効率的に実施することができる。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>当該法人は、公衆衛生関係団体・研究者との幅広いネットワークを有する唯一の団体であり、本事業を実施できる他の主体は見当たらない。</p> <p>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</p> <p>事業の継続性を確保し、人材育成などの事業目的を十分に達成するためには、実施主体を競争的に選定することは馴染まない。</p>			
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	<p>本事業の実施にあたっては、若手研究者育成のための安定的かつ継続的な雇用の確保、公衆衛生に関する専門的知識、国内外の研究機関及び研究者との緊密なネットワークが不可欠である。公衆衛生関係団体等との幅広いネットワークを有する当該法人に引き続き事業を実施させることが事業の効率性及び雇用の継続性の観点から適当であると考えるが、今後とも必要に応じて事業内容等を見直し、事業の効率化に努めていく。</p>			

一者応札等に係る事後チェック様式

担当部局： 社会・援護局障害保健福祉部

物品役務等、公共工事等の名称		心神喪失者等医療観察法人材養成研修委託費（指定医療機関従事者研修）		
契約により行う事業の概要		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の対象者に、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とし、医療観察法に規定する指定入院医療機関及び指定通院医療機関の医療従事者等に対し、司法精神医学等の机上研修及び病棟研修を実施する。		
契約の状況（過去3年度）	年度	22	23	24
	契約者名	（財）精神・神経科学振興財団	（財）精神・神経科学振興財団	（公財）精神・神経科学振興財団
	契約形態	（公募）随意契約	（公募）随意契約	（公募）随意契約
	応札者数	1者	1者	1者
	支出額（千円）	30,458	28,480	24,972
検証結果		<p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>①本事業の実施に当たっては、必要とされる特殊な能力及び技術等の条件を有する者が複数存在するかを確認するため、公募（15日間）を行った。</p> <p>②公募方式により行うことについては、平成24年1月19日に開催された第18回厚生労働省公共調達委員会において審議の上、公募を実施し、結果として意思表示を行った者が1者であったことから、当該者と随意契約を行ったものであり、妥当である。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>医療観察法制度及び当該事業に関し周知するなどにより、専門的技術や知見を備えた者が育成されるよう努める。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>公募で示している、特殊な能力や技術等の条件を満たし、本事業の目的を遂行できる者であれば、他の主体であっても実施可能であると考えられる。</p> <p>ただ、司法精神医学の分野は我が国では、医療観察法によって、初めて本格的に取り組みが開始された特殊な分野であることから、実施主体においても、相応の専門的技術や知見を備えた者であることが求められる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期		<p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】（継続支出となっているものに限る。）</p> <p>平成22年度及び23年度においても公募により行っているところであるが、意思表示をするものが同一の1者しかいなかったところである。</p> <p>結果的に継続的に実施することにより当該者において、ノウハウや司法精神医学に関する知見が集積されることにより、過去3カ年研修実施人数は増えているが、支出額は減少しており、効率的な実施が可能となっている。</p> <p>平成22年度及び23年度においても公募により行っているところであるが、意思表示をするものが同一の1者しかいなかったところである。引き続き、公募の際に本事業の内容に関する説明会を開催するなどにより、本事業の競争性の確保に努める。</p>		

一者応札等に係る事後チェック様式

担当部局：大臣官房統計情報部

物品役務等、公共工事等の名称		社会医療診療行為別調査委託事業		
契約により行う事業の概要		調査の対象となる診療報酬明細書について、全国の国民健康保険団体連合会が、厚生労働省で定めた抽出率に従って、第1次抽出を全国保険医療機関のうち調査対象保険医療機関、第2次抽出を診療報酬明細書とする層化無作為二段抽出により抽出し、その写しを厚生労働省大臣官房統計情報部へ提出する。		
契約の状況 (過去3年度)	年度	平成22年	平成23年	平成24年
	契約者名	国民健康保険中央会	国民健康保険中央会	国民健康保険中央会
	契約形態	随意契約	随意契約	随意契約
	応札者数	/		
	支出額(千円)	39,596	15,977	6,616
検証結果		<p>【契約形態・契約条件の妥当性】 調査対象となる国民健康保険及び後期高齢者医療制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を取り扱っているのは国民健康保険中央会のみであり、作業の効率性、個人情報の保護の観点から随意契約による当該団体への委託事業とすることは最善であると判断している。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】 調査の対象となる国民健康保険及び後期高齢者医療制度の診療報酬明細書を取り扱っているのは、国民健康保険中央会のみとなっており、他では取り扱っていないため競争性を確保するのは困難である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 本事業は、国が行う診療報酬改定の基礎資料として主に利用される社会医療診療行為別調査を実施する上で不可欠なものであることから、引き続き主体となって実施するべきものと考えている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。) 本事業は、診療報酬改定の基礎資料として主に利用される社会医療診療行為別調査を実施する上で不可欠なものであることから、診療報酬改定は今後も行われることから、当該事業についても継続的に実施していくことは必要である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		本事業は、主に診療報酬改定の基礎資料として利用される社会医療診療行為別調査を実施する上で不可欠なものであることから継続して実施していく必要があること。さらに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の診療報酬明細書は当該団体しか保有していないことから、作業の効率性、個人情報の保護等の観点から当該団体への委託業務とすることが最善であると判断し、引き続き当該団体へ委託して実施することとし、契約額については引き続き単価の見直しなどにより削減出来るよう可能な限り努力していきたい。		